

定非営利活動法人 高齢者の音楽を考える会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高齢者の音楽を考える会という。略称をNPO KOKOの会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市吉祥寺南町3丁目25番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は音楽の力を活用し、高齢者から子供までを対象とした福祉活動として音楽療法やコンサート、講演等を通して、健康な心と体の維持、促進、育成を図り、高齢者から子供までが生き生きと過ごす為の一助となる音楽活動を行い、併せてこれらの音楽活動の指導者の育成をはかり、広く社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 1 保険、医療又は福祉の増進を図る活動。
2 社会教育の推進を図る活動。
3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
4 子どもの健全育成を図る活動
5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、特定非営利事業にかかわる事業として、次の事業を行う。
1 音楽療法実施に関する事業
2 音楽文化推進・指導者育成事業
3 広報普及事業
4 その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をした時。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告をうけ又は会員である団体が消滅した時。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によりこれを除名することができる。

(1) この定款などに違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

2 会員を除名する場合決議の前に該当会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く

(1) 理事3人以上6人以下

(2) 監事1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
 - 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員がつぎの各号の一に該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障の為、職務の遂行不可能のとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁

明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員はその職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は総会の決議をえて理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 資産の管理の方法

(9) 借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。

第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時

(2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時

(3) 監事が第15条第3項第4号の規定にもとづいて召集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号規定による請求が合ったときはその日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会での表決権など)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する

(1) 理事長が必要と認めた時

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の要請にもとづき速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、審議事項を3日前までに伝えなければならない。

(理事会の議長)

34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は事前通知したものと当日理事会にて話し合われたものとする。

(理事会の表決権など)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかわる事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動にかかわる事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度へ繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更する時は、総会に出席した正会員の4分3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の承認を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の承認の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載しておこなう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第54条 この法人に、この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長がおこなう。

(組織及び運営)

- 第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の成立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	庵原	えい子
理事	藤沢	文女
理事	丹羽	芳子
監事	川崎	大八
- 3 この法人の成立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2004年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 3000円

賛助会員 2000円

附則 この定款は、平成 30 年 9 月 21日から施行する